

【県指定・史跡】

かね やま す い し や

と だ ろ き せ い れ ん じ ょ

あ と

金山水車（轟製錬所）跡 （平成29年4月21日指定）



○ 所在地 南九州市知覧町郡字轟15898番5, 15899番3の一部, 15900番, 15901番4
15902番2の一部, 15902番3, 15902番4

○ 所有者 鹿児島県

○ 特徴

金山水車(轟製錬所)跡は、明治末期から昭和初期にかけて稼働した製錬所跡で、
鉍石から金・銀を製錬していました。岩盤を手彫りで数メートルの深さまで掘削
した水車坑や排水溝は、当時の技術の高さを示しています。

石材加工や水車動力等古来からの伝統技術を工夫・活用したこれ等の施設群は、
貴重な近代産業遺産です。